

建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制を図るための指針

第1 趣旨

我が国における大気環境の状況は、大都市地域を中心として依然として厳しい状況にある。特に、自動車全体の排出量に占める公道を走行しない特殊自動車からの排出割合は、他の発生源に対する規制強化ともあいまって、窒素酸化物で約25%、粒子状物質で約12%を占めるなど、看過できない水準に達している。

このような状況を改善するためには、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する特定特殊自動車を業として使用する者が排出ガスの排出の抑制への意識を高めるとともに、特定特殊自動車の特性を理解し正しく使用することが必要である。

この指針は、法第28条第1項の規定に基づき、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第2項に規定する建設業を営む者で特定特殊自動車を使用する者（以下「使用する者」という。）が特定特殊自動車（法の施行の前に製作等されたものを含む。）の排出ガスの排出の抑制を図るために取り組むべき措置に関して定めるものである。

第2 特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制を図るための措置

使用する者は、法第2条第3項に規定する特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制を図るため、次に掲げる措置を実施するものとする。

1 排出量を増加させないための燃料の使用

軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者又は団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。）を選択すること。

2 排出量を増加させないための点検整備の実施

使用する者は、特定特殊自動車の点検及び必要な整備を実施することにより、当該特定特殊自動車の排出ガスの性状が悪化しないように努めること。具体的には、次に掲げる点検整備を実施するものとする。

一 定期検査

① 検査時期

1年以内ごとに1回、定期的に、別表に掲げる事項について検査を行うこと。ただし、1年を超える期間使用しない車両系建設機械の当該使用しない期間においては、この限りでない。なお、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第45条第1項の規定に基づいて実施される定期自主検査において実施されている事項については、改めて検査を実施する必要はない。また、特定特殊自動車を相当の対価を得て他の事業者へ貸与（リース形式の場合（特定特殊自動車の貸与で、当該貸与の対象となる特定特殊自動車等についてその購入の際の機種を選定、貸与後の保守等当該特定特殊自動車の所有者が行うべき業務を当該特定特殊自動車等の貸与を受ける事業者が行う場合をいう。）を除く。）する者（以下「レンタル業者」という。）から、特定特殊自動車の貸与を受けて使用する場合は、当該特定特殊自動車について定期検査を行う必要はない。

② 検査の実施者

定期検査は、次のいずれかに該当する者が実施すること。なお、使用する者自身が定期検査のうちの一定部分を実施する場合には、知識及び技量に見合った範囲に限って実施すること。

ア) 労働安全衛生法第45条第2項で定める資格を有する労働者

イ) 労働安全衛生法第45条第2項に規定する検査業者

ウ) 自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号）の規定による1級、2級又は3級の自動車整備士技能検定に合格した者

エ) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3に規定する建設

機械施工に係る技術検定に合格した者

③ 検査結果の記録・保存

定期検査を行ったときは、次に掲げる事項を記録し、これを3年間保存すること。なお、労働安全衛生法第45条第1項の規定に基づいて実施される定期自主検査において実施されている事項については、その検査記録に代えることができる。

ア) 検査年月日

イ) 検査方法

ウ) 検査箇所

エ) 検査結果

オ) 検査を実施した者の氏名

カ) 検査結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

二 日常点検

使用する者は、レンタル業者から当該特定特殊自動車の貸与を受けて使用する場合を含め、使用時の状態から判断した適切な時期に、別表に掲げる事項について点検を行うこと。

三 定期検査に関する教育・講習の励行

事業活動に伴う特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制を図るため、定期検査を実施する者に対し、定期検査に関する教育・講習等を行い、又はこれらを受ける機会を与えるように努めること。

3 その他排出量の抑制のために講ずべき措置

次に掲げる措置の中から、個々の事業活動の規模、地域等に応じ、適切に措置を選択して実施するよう努めること。

一 排出量をより少なくする運転・使用

特定特殊自動車の使用に際しては、運転方法により燃料消費量、ひいては排出ガスの排出量も大きく異なることから、次に掲げる事項につきマニュアルの作成、従業員への教育等を通じ、実施の徹底を図る。

① 急発進・急加速・急操作の排除に努める。

② 不要な空ぶかしを行わない。

③ 停止の際はアイドリング・ストップを励行する。

④ 作業効率の良い作業手順で作業する。

⑤ 負荷のかけすぎとなるような作業は行わない。

二 排出量がより少ない特定特殊自動車の選択等

特定特殊自動車の選択・導入に際しては、次に掲げる措置により排出ガスの排出量の抑制に努めること。

① 排出ガスの排出量がより少ない特定特殊自動車を選択する。

② 燃料消費率の良い特定特殊自動車を選択する。

③ 省エネルギー機構（アイドリング制御機能、省エネモード機能）付きの特定特殊自動車を選択する。

④ 作業規模・現場条件に適した作業効率の良い出力の機種を選択する。

⑤ 電動式又はバッテリー式の特殊自動車が選択肢としてありうる場合は、積極的に導入する。

⑥ 特定原動機技術基準及び特定特殊自動車技術基準と同程度の排出ガス性能を有しない法の施行の前に製作等された自動車については、DPF（ディーゼル微粒子除去装置）等の排出ガス浄化装置の装着等により排出ガスの排出低減を図る。

(別表)

検査項目	検査方法		年次点検	日常点検
本体	始動性	エンジンのかかり具合及び異音の有無を調べる。	○	○
		予熱栓がある場合は、作動の適否を調べる。	○	
	回転の状態	アイドル時及び無負荷最高回転時の回転数を調べる。	○	○
		エンジンを加速したとき、アクセルペダル又はレバーの引っ掛かり、エンジン停止及びノッキングの有無を調べる。	○	○
	排気の状態	エンジンを十分に暖機した状態で、アイドル時から高速回転時までの排気色及び排気音の異常の有無を調べる。	○	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ エグゾースト・パイプ及びマフラの取付部、接続部に緩みがないかを手で揺するなどして点検する。 ・ エンジンを始動し、接続部などより排気ガスが漏れていないかを点検する。 	○	
	特定原動機（一酸化炭素等発散防止装置）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 触媒などの排出ガス減少装置本体の取付けに緩みがないかをスパナなどにより点検する。 ・ 触媒本体に損傷がないかを目視などにより点検する。（遮熱板に変形や損傷がなければ、この点検を省略できる。） ・ 排気温度警告装置の配線の取付けに異常がないかを目視などにより点検する。 ・ 排出ガス減少装置のホース及びパイプに損傷、外れなどがないかを目視などにより点検する。 	○	
	エアクリーナー	ケースのき裂、変形及びふた部、接続管等の緩みの有無を調べる。	○	
		エレメントの汚れ及び損傷の有無を調べる。	○	
		油量及び油の汚れの有無を調べる。 [オイルバス式]	○	
	締付け	シリンダ・ヘッド及びマニホールド各部の締付け部のボルト及びナットの緩みの有無を調べる。 ただし、これらの部分からガス漏れ又は水漏れが認められない場合は、この検査を省略してもよい。	○	
	弁すき間	弁すき間を調べる。 ただし、弁すき間の異常による異音がなく、エンジンが円滑に回転している場合は、この検査を省略してもよい。	○	
	圧縮圧力	圧縮圧力を調べる。 ただし、アイドル時及び加速時の回転状態並びに排気の状態に異常がない場合は、この検査を省略してもよい。	○	
	過給機	アイドル時から高速回転時までの異常振動及び異音の有無を調べる。	○	
		本体及び吸排気管接続部等からのガス漏れの有無を調べる。	○	
エンジンマウント	ブラケットのき裂及び変形の有無を調べる。	○		

		取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	○	
		防振ゴムの損傷及び劣化の有無を調べる。	○	
潤滑装置		オイルパン内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	○	○
		ヘッドカバー、オイルパン、パイプ等からの油漏れの有無を調べる。	○	
		エレメントの汚れ及び損傷の有無を調べる。 ただし、カートリッジ式でメーカー指定の時間管理を行っている場合は、この検査を省略してもよい。	○	
燃料装置		燃料タンク、噴射ポンプ、ホース、パイプ等からの燃料漏れの有無を調べる。	○	
		燃料ホースの損傷及び老化の有無を調べる。	○	
		燃料フィルターエレメントの汚れ及び目詰まりの有無を調べる。 ただし、カートリッジ式の場合は、この検査を省略してもよい。	○	
		噴射ノズルの噴射圧力及び噴霧状態の異常の有無を調べる。 ただし、アイドル時及び加速時の回転状態並びに排気の状態に異常がない場合は、この検査を省略してもよい。	○	
冷却装置		冷却水の量及び汚れの有無を調べる。	○	○
		ラジエーター、エンジン本体、ウォーターポンプ、ホース等からの水漏れの有無及びラジエーターのフィンの目詰まりの有無を調べる。	○	
		ホースの損傷、ひび割れ及び老化の有無を調べる。	○	
		ラジエーターキャップのバルブ機能の適否を調べる。	○	
		ラジエーターキャップのバルブシート面の損傷の有無を調べる。	○	
		ファンベルトのたわみを調べる。	○	
		ベルトの摩耗及び損傷の有無を調べる。	○	
		冷却ファン、カバー、ダクト等のき裂、損傷及び変形の有無を調べる。	○	
		冷却ファン、カバー等の各取付けボルト及びナットの緩みの有無を調べる。	○	
電気装置	充電装置	電流計及び充電表示灯によって機能の適否を調べる。	○	
	バッテリー	電解液の量を調べる。	○	
		端子部の緩み及び腐食の有無を調べる。	○	
	配線	接続部の緩みの有無を調べる。	○	
		損傷の有無を調べる。	○	